

佐賀県内に子育てサポート企業がどんどん 増えています！！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、**木村情報技術株式会社（佐賀市）**を「基準適合事業主」として認定しました。

佐賀県内では3ヶ月連続での認定となり、認定企業数は12社となりました。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

◇佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（平成27年10月16日）



木村情報技術株式会社 木村専務（左）、尾崎さん（右）と田窪佐賀労働局長（中）

◇認定企業の紹介

木村情報技術 株式会社
代表者：木村 隆夫
所在地：佐賀市
労働者数：93人（うち、女性32人）
主な取組内容

- ◇総務担当者が育児休業取得者に対するヒアリングシートを作成し、育児休業を取得した全従業員を対象として、育児休業復帰前に総務担当者、所属長、本人の3者による面談を行い、復帰予定日の確認、短時間勤務等の両立支援制度の利用予定等についてヒアリングを行い、円滑な職務復帰の支援を行った。
- ◇ノー残業デーを設定し、社内イントラネットにおいて全従業員に周知を行った。また、設定したノー残業デーを徹底するために、ノー残業デー当日の残業申請を原則不可とし、残業申請をする場合は社長の承認を必要とするなど社内手続きの厳格化を行った。また、GW・夏季・年末年始休日のスケジュールを社内イントラネットに掲載する際に、連続した休暇となるよう年次有給休暇の取得を促す案内を行った。

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク「くるみん」**を自社商品や広告などに使用することができ、子育てをサポートしている企業であることを対外的にアピールすることができます。



認定マーク「くるみん」



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用均等室 ☎0952-32-7218